

令和7年5月9日  
東日本高速道路株式会社

## 競争参加資格停止措置について

### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

丸和工業株式会社 埼玉県北本市宮内5-351

令和7年5月9日～令和7年5月22日（2週）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である丸和工業（株）は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第8号に該当する。

#### 競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上2月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上